

八保第2519号  
平成30年3月8日

土木建築部建築指導課長 殿

八重山保健所長  
(公印省略)

都市計画法に基づく開発行為許可申請に係る意見照会等について (報告)

平成30年2月23日付け土建第1961号にて依頼のありましたみだしのことについて、別紙のとおり報告します。

【担当】

生活環境班 新城

TEL:0980-82-3243

(別紙)

(都市計画法に基づく開発行為許可申請)

所 属	八重山保健所	回 答 者	新城
-----	--------	-------	----

申請者	所在地	石垣市字新川414番地1信用ビル2階	
	名 称	株式会社石垣島白保ホテル&リゾート 代表取締役 識名安信	
申 請 区 域	石垣市字白保兼久原2080番3ほか4筆		
申 請 面 積	39,598.56㎡	利用目的	宿泊施設の建設

所管法令上の問題点及び意見等	
1 所管する法令等への抵触の有無及びその手続状況について	<p>浄化槽法に係る地下浸透について、現時点で「沖縄県浄化槽取扱要綱」に基づく事前協議がされておらず、浄化槽設置についても浄化槽設置計画書提出前の段階であり、法令等に抵触していると判断できません。しかし、業者からの事前相談より当該地域は透水性が高く、浄化槽放流水が地下の水脈に短絡すると予想されるため、土壌浸透処理可能な土地条件を満たさない可能性があります。</p>
2 1で抵触の根拠となる法令等の規定、並びにその問題点について	<ul style="list-style-type: none"><li>・沖縄県浄化槽取扱要綱</li><li>・昭和55年建設省告示第1292号第5</li><li>・浄化槽の構造基準・同解説(国土交通省住宅局建築指導課他編集)</li></ul>
3 その他当該計画についての意見等があれば御記入下さい(自由記載)	<p>建築物における衛生的環境の確保に関する法律については、当該宿泊施設が特定建築物の場合届出義務が生じますが、使用して1ヶ月以内に提出するものであるため、こちらも法に抵触していると判断できません。特定建築物に該当する場合は「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に係ることと、部長通知により中水利用に制限がある旨は伝えていきます。</p> <p>そのほか、沖縄県赤土等流出防止条例に基づく届出、土壌汚染対策法に基づく届出が必要となります。なお、水質汚濁防止法に係る届出については対象外となりますが、計画変更等により排水(雨水を含む)を公共用水域へ放流する計画となった場合は、規定の届出が必要です。</p>